

健 保 ニ ュ ー ス



主計町(かずえまち)茶屋街 石川県金沢市

就任のご挨拶



常務理事 塚本 猛

このたび日本電子健康保険組合の第12代常務理事に就任いたしました。組合員の皆様に新任のご挨拶を申し上げます。山岡前常務理事と同様に、入社以来営業一筋で来ましたので、全く経験のない仕事に戸惑いとともに、新鮮さも感じているところです。

さて、今まで健康保険とは比較的新しい制度であろうと思っておりましたが、なんと法律が制定されたのは大正11年にもまさかのぼるとのことです。戦前からこのような相互扶助の制度があったとは驚きでした。その後幾多の変遷を経て、昭和30年代に自営業の人達が加入する国民健康保険制度が制定され、国民皆保険が確立したとのことです。今では「健康保険証」があれば日本中どこでも病院にかかれることを当たり前のようには享受していますが、ここに至るまでには先人達の数多くの苦労があったに違いありません。

当健保組合は、昭和41年6月に設立され、来年には40周年を迎えます。この良き制度を、日本電子グループの中で推進されてきた先輩方の尽力に、あらためて感謝申し上げます。

今、世の中は健康ブームです。テレビでは、健康に関する番組が放送されない日はありません。マーケットには、健康食品、健康飲料、健康器具が並んでいます。新聞・雑誌には健康記事が溢れています。裏を返せば、それだけ世の中全般が不健康なのかもしれません。今般、健康に関わる仕事に就いたことを機に、皆様にとって大切な健康を推進する事業に、できる限り貢献したいと思っております。

また、この4月から個人情報保護法が全面施行されました。このことにも厳格に取り組んでいくことをお約束いたします。よろしくご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご自宅に持ち帰り、皆さんでお読みください。

平成17年度

事業計画・予算

.....
拠出金大幅減により黒字予算
予算総額13億5,093,800万円

健康保険料率の変更

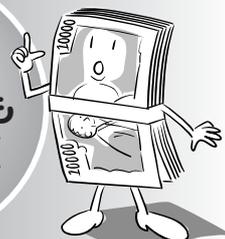
平成15年4月から「賞与からも保険料を徴収する」総報酬制が施行されました。この総報酬制のもとで、適正な保険料率の見直しを行い、近未来の財政予測を踏まえて、料率を1000分の66から1000分の64に下げました(別掲の公告第253号を参照)。当組合が健康保険料率を変更するのは、昭和41年以来4回目ですが、こへ来て3年連続となります。変動の大きい賞与を保険料徴収の対象とすることから、保険料率は毎年見直すことを原則としています。

事業計画

17年度事業は、全般的には従来の事業運営を踏襲しますが、一部見直しと新規取組みを行います。重点施策として、本年4月1日から全面施行された個人情報保護法に対応した各種取組みを実施します(事務局だよりを参照ください)。

健康保険組合の二大事業は「保険給付」と「保健事業」です。

健康保険・介護保険とも料率を変更



保険給付とは、皆さんの医療費を医療機関に払うことです。皆さんは窓口で自己負担(医療費の3割、乳幼児や高齢者は2割または1割を払い、残りの額は健康組合が払っています。また、出産や傷病による欠勤に対する休業補償、死亡のときの埋葬費補填なども保険給付です。さらに、当組合には病院の窓口にかつた自己負担が一ヵ月間に2万円を超えたら、超えた額を支給する付加給付の制度もあります。

当組合が最も力を入れているのが、皆さんの疾病予防や健康増進のために行っている保健事業です。今年度に取組む保健事業は別表「平成17年度保健事業」にあるとおりです。ここ数年は健康診断の充実を図っており、今年度も同様の考えで取組みます。また、ウォーキング運動を中心とした健康づくり事業にも、継続して取組んでいきます。保養所は、長年親しまれた那須保健荘を閉鎖しましたが、契約保養所を充実させることで皆様のニーズにお応えします。昨年11月に開設した当組合のホームページは、さらに充実させて、皆さんのサービス向上を図りたいと考えています。

平成17年度 収入支出予算概要表

一般勘定

◆収入の部

科目	予算額(千円)
健康保険収入	1,312,599
保険料	1,311,830
国庫負担金収入	768
その他	1
調整保険料収入*	25,266
繰入金	2,000
国庫補助金収入*	1
財政調整事業交付金*	11,299
雑収入	8,216
利子収入	778
施設利用料	5,430
不用財産等売払代*	1
その他	2,007
収入合計	1,359,381
經常収入(*を除く)	1,322,814

◇支出の部

科目	予算額(千円)
事務所費	61,513
組合会費	852
保険給付費	621,396
法定給付費	598,410
付加給付費	22,986
拠出金	433,029
老人保健拠出金	207,725
退職者給付拠出金	225,304
保健事業費	115,145
還付金	100
財政調整事業拠出金*	25,266
連合会費	959
積立金	3,000
その他	700
予備費*	97,421
支出合計	1,359,381
經常支出(*を除く)	1,236,694
經常収支差引額	86,120



去る2月17日に開催した第102回組合会において、平成17年度事業計画および収入支出予算を議決しました。事業計画・予算の前提となる保険料率は、健康保険料率を1000分の64に、介護保険料率を1000分の10に変更することも議決しました。これにて編成した17年度予算は拠出金の大幅減少により、黒字予算を計上することができました。

予算基礎数値

	健康保険	介護保険(40~64歳)
●被保険者(本人)	男 2,690人 女 460人 計 3,150人	男 1,520人 女 130人 計 1,650人
●被扶養者(家族)	3,673人	965人
●平均標準報酬月額	458,300円	564,600円
●年間総賞与額	3,613,050千円	1,966,470千円
●保険料率	事業主 36/1000 被保険者 28/1000 計 64/1000	5/1000 5/1000 10/1000

介護勘定

◆収入の部

科目	予算額(千円)
介護保険収入	131,455
繰越金	5,567
雑収入	4
収入合計	137,026

◇支出の部

科目	予算額(千円)
介護納付金	123,339
介護保険料還付金	200
積立金	13,487
支出合計	137,026

平成17年度

保健事業



収入支出予算

事業計画を遂行するために別表「平成17年度収入支出予算概要表」のとおりの予算を編成しました。

●一般勘定

健康保険組合は厚生労働省の管轄下にある公法人であり、営利を目的とした事業を行うことはできません。収入の大部分が皆さんから徴収する保険料です。その保険料収入は新保険料率による13億1183万円を計上しました。その他の収入を加えた総収入は13億5938万円です。

支出の過半を占める保険給付費には、6億2140万円を計上しました。国に納める拠出金は老人保健拠出金が2億0773万円と、前年度に比べて約4300万円も減少しました。これは老人保健拠出金が2年前(平成15年度)の拠出額が過大であったことによる清算であり、継続するものではありません。

保健事業費は1億1515万円を計上しました。その他の費用も含めて総支出は総収入と同額の13億5938万円です。

事業運営に直接係わらない経費を除いた経常収入は13億2281万円、経常支出は12億3669万円、経常収支は8612万円の黒字です。

●介護勘定

収入では介護保険収入が1億3146万円、支出の介護納付金が1億2334万円、その他の経費を含めて総額1億3703万円の予算規模になりました。

◆見通しが難しい財政

平成14年度までの月収ベースの保険料徴収では、比較的安定した収入を確保

することができました。しかし、平成15年度から施行された総報酬制では、変動の大きい賞与が保険料の財源に加わったため、収入は安定を欠くようになりました。

さらに、拠出金は毎年乱高下を繰り返します。今年度は拠出金の大幅減となったことで、黒字予算を策定することができましたが、来年は一転して大幅増となることもあり得ます。

その拠出金には老人保健拠出金と退職者給付拠出金の二つがあります。

老人保健拠出金は、お年寄りの医療費について、全国の健保組合等が費用を出し合うものです。一方、退職者給付拠出金は定年退職をして国民健康保険に移った人達の医療費を健保組合等が負担しているものです。どちらの拠出金も

全国一律の基準で賦課され、その際の係数の変化で、個々の健保組合では拠出額が乱高下するという性格を持っています。

◆財政安定の条件

財政の見通しが困難でも、各種事業を遂行しなければ健保組合の存在意義

がありません。そのためにはある程度の収入・支出変動を吸収できる余裕が必要です。その余裕とは積立金です。当健保組合では、財政安定のために、法定準備金と別途積立金を合わせて、保険給付費と拠出金の6ヵ月分を保有することが、最低の条件であると考えています。当組合は平成4年度から10年度にかけて7年続けて赤字であったことにより、別途積立金が枯渇に近い状態になりました。その後序々に回復して、現在は6ヵ月分に回復しています。17年度が予算どおり推移すれば、さらに上積みすることができそうです。

◆さらに健康づくりの推進を

今さら述べるまでもなく、皆さんにとって健康は宝です。そして、皆さんが健康であることは、医療費の低減に繋がり、健保の事業運営を容易にします。当組合は、これからも健康づくり・体力づくりを更に推進する事業を展開していきます。

①保健意識の啓発…保健指導宣伝

- ◆機関紙「健保ニュース」の発行(年4回)
- ◆情報誌「健保かわら版」の発行(適時)
- ◆「医療費のお知らせ」の配布(毎月)
- ◆「すこやかファミリー」を海外駐在員向けに配布(年4回)
- ◆「お元気ですか」を高齢者向けに配布(年4回)
- ◆育児誌「赤ちゃん和妈妈」を1歳未満の子供がいる家庭に配布(年12回)
- ◆健康者表彰(年1回)
- ◆高齢者向けに家庭訪問による健康指導(随時)
- ◆健保ホームページの公開

②病気の予防と早期発見…疾病予防

- ◆生活習慣病予防健康診断の実施(年1回)
- ◆主婦健康診断の実施(年1回)
- ◆人間ドックを一定年齢の被保険者に実施(年1回)
- ◆選択方式遠隔検診の実施(年1回)
- ◆若年層の婦人科検診の実施(年1回)
- ◆ヘリカルCTによる肺がん検診の実施(年1回)
- ◆超音波検診の実施(年1回)
- ◆無料歯科健康診断(随時)
- ◆流行性感冒対策(うがい薬の備付)
- ◆海外駐在員・家族向け日本語電話健康相談の開設(24時間対応)
- ◆自動血圧計の設置・維持(常時)
- ◆海外駐在員向け医薬品配布(随時)
- ◆健保連共同事業による健診への参加(随時)

③体力づくり・健康づくり…体育奨励

- ◆トレーニングルーム開放(昼休み)
- ◆テニスコート(山中湖保養所に併設)借上げ
- ◆ウォーキング運動(10~12月)

④心身のリフレッシュ…保養所

- ◆山中湖保養所の開設(常時)
- ◆リゾート施設「セラヴィリゾート泉郷」「ラフォーレ倶楽部」「リゾートトラスト」の利用(常時)
- ◆保健施設宿泊補助(関東地区以外)

⑤その他

- ◆高額療養費貸付(随時)
- ◆出産費資金貸付(随時)

**被保険者証の交換交付を
実施しました**

平成17年3月に健康保険被保険者証(以下「保険証」といふ)の交換交付を実施しました。皆さんのお手元に正しく保険証が届きましたでしょうか。今回の保険証から、1人1枚のプラスチックカードの保険証になり、個人が保険証を持ち歩けるようになりましたので、今まで以上に取扱いに注意をお願いいたします。特に小さなお子さんの保険証については、保護者の方の適切な管理をお願いいたします。

紛失等した場合は、1枚につき2千円の再交付料を申し受けますので、ご理解願います。また、今回配布した被扶養者の保険証で扶

個人情報保護法が全面施行されました

一昨年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、この4月から5000件以上の個人情報を取扱う事業体に、個人情報の取扱いに関する義務が課せられるようになりました。個人情報保護法によって課せられる義務の概略は次のとおりです。



- 個人情報の利用目的を特定して、目的外的利用を禁止する。
- 不正な手段で個人情報を入手してはならない。
- 取得した個人データは正確かつ最新の状態に保つ。
- 漏えい、滅失を防ぐため安全管理措置を講ずる。
- 本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
- 本人からの開示請求や苦情処理は、適切かつ迅速に処理する。

健康保険組合は、特殊な個人情報を取扱っている事業体です。よって、当組合では個人情報の保護について、従来から細心の注意をはらって取扱いを期して取組みを推進してまいります。

その取組方針等について、去る3月22日に「日本電子健康保険組合の個人情報保護の取組みについて」の案内文を、被保険者を通じて全加入者に配布いたしました。また、同内容を同日に当組合のホームページにも掲載いたしました。ぜひ皆様にご覧いただくようお願い申し上げます。

養資格が無い方に配布されていた場合は、事業所の担当者経由で被扶養者異動届の提出をお願いします。4月に就職された被扶養者についても届出が必要です。

届出用紙にその方の保険証を必ず添付してください。用紙は健保ホームページの「申請書ダウンロード」のページから入手できます。

今回の交換交付は3年後の予定ですので、大切にお使いください。

ご協力ありがとうございました。



**◆公告第253号
保険料率の変更**

平成17年2月17日開催の第102回組合会において、当健康保険組合の健康保険料率と介護保険料率を左記のとおり変更しました。

●健康保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	37 1000	36 1000
	被保険者	29 1000	28 1000
	計	66 1000	64 1000
●介護保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	4.5 1000	5.0 1000
	被保険者	4.5 1000	5.0 1000
	計	9.0 1000	10.0 1000

【実施時期】平成17年3月分(4月徴収)から

**◆公告第254号
組合規約の変更**

去る2月17日開催の第102回組合会において、選挙区の変更に関する組合規約一部変更を決議し、所轄庁の認可を得ましたので公告します。

【変更内容】

1区(東京地区等)、2区(日本電子工業(株)グループ)、3区(東京事務所・支店・センタ)に区分している選挙区を、3区を1区に統合する。これによる新選挙区の定員は1区9名、2区1名となる。

施行は次期選挙からとする。

**◆公告第255号
理事・常務理事の退任・就任**

理事(であり常務理事である者)の退任により、理事補欠選挙を執行し、第320回理事会において新常務理事を選任しました。

退任 山岡 大介 3月31日付
塚本 猛 4月1日付

平成17年度健保組合主催健康診断予定表

●診断内容●	●対象者●	●実施月●
人間ドック	45、50、55歳の被保険者	4~8月
生活習慣病予防健康診断	35、38、40歳以上の被保険者	5~9月
主婦健康診断	被扶養者である主婦	5~11月
超音波検診	被保険者	7月
遠隔検診(郵便検診)	被保険者、被扶養者	10月
婦人科検診	若年女性被保険者	11~12月
肺がん検診(ヘリカルCT)	被保険者、被扶養者	1月
無料歯科検診(TMA社)	被保険者、被扶養者	年間

組合の現勢 (平成17年3月末現在)

一般保険	介護保険
●被保険者数 3,146名 (男子2,679名 女子467名)	●該当被保険者数 1,648名 (男子1,516名 女子132名)
●被扶養者数 3,666名 (男子1,155名 女子2,511名)	●該当被扶養者数 960名 (男子0名 女子960名)
●平均標準報酬月額 459,076円 (男子491,162円 女子275,006円)	●平均標準報酬月額 567,258円 (男子590,854円 女子296,273円)
●被保険者平均年齢 42.55歳 (男子43.72歳 女子35.84歳)	

編集後記

◆個人情報保護法(正式には「個人情報の保護に関する法律」)が全面施行されました。健康保険組合は特にプライバシーレベルの高い医療や健康に関する個人情報を取り扱っています。今までも「守秘義務」をもって対応してきましたが、より厳格な取り組みをして参ります。

◆保険証(正式には健康保険被保険者証)が一人一枚のプラスチックカードに変わりました。これによって、今までの世帯一枚の「使い回し」が解消して、利便性が向上しました。その一方、保険証は身分証明書にもなる大切なものです。紛失・盗難等により悪用されることがないようにしっかりと保管してください。(事務局)